

「第 11 次愛媛県交通安全計画（案）」に寄せられた意見と県の考え方

「第 11 次愛媛県交通安全計画（案）」について、令和 3 年 6 月 10 日(木)から同年 7 月 9 日(金)までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、1 人の方から 2 件の意見をいただきました。

案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	<p>(28 頁:下から 14~15 行目)</p> <p>【原案】 光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備</p> <p>↓</p> <p>【提案】 <u>交通監視カメラ、車両感知器、光ビーコン(渋滞・規制情報)</u>、交通情報板、道路情報提供装置等の整備</p> <p>【理由】 主に一般道において、進行方向の前方 30km、後方 1 km の渋滞・規制情報などの道路交通情報を提供するサービス「光ビーコン」は、順番的には交通情報板の前にあった方がわかりやすい。</p>	<p>【一部修正する】 御意見の趣旨を踏まえ、光ビーコンの性能(道路交通情報の収集・提供)の観点から一部修正します(下線部を修正)。</p> <p>→ <u>交通監視カメラ、車両感知器、光ビーコン</u>、交通情報板、道路情報提供装置等の整備</p>
2	<p>(77 頁:下から 4 行目)</p> <p>【原案】 オーバーハング型警報装置</p> <p>↓</p> <p>【提案】 オーバーハング型(<u>道路上に警報機を被せた</u>)警報装置</p> <p>【理由】 ドライバーが遠くからでも踏切を認識できるオーバーハング型の説明があった方がわかりやすい。</p>	<p>【原案のとおり】 本計画では他にも多数の設備名称を記載しており、そのすべてに個別の説明を付記するとかえって理解の妨げになると考え、説明の付記は最小限となるよう努めております。</p>